

令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、八戸港国際物流拠点化推進協議会が、八戸港におけるコンテナ輸出入に要する陸送経費の一部を補助することにより、地域における貿易活動の拡大に寄与するとともに、八戸港コンテナ航路（以下「航路」という。）の更なる利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「荷主」とは、日本国内に事業所を有している者で、船荷証券に記載されている輸出入者又は船荷証券に記載のない最終荷主等をいう。

2 この要領において「陸送経費」とは、輸出入貨物の輸送に要するトラック、トレーラー等での陸上輸送料及びそれに付帯する電源シャーン利用料等（ただし、海上コンテナへの積込及び荷卸に要する経費及び倉庫保管料等を除く。）をいう。

(補助対象)

第3条 補助金は、荷主が補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）に航路を利用して輸出入を行う場合であって、かつ、次の各号に該当する場合、出荷元又は納品先と八戸港コンテナターミナル間が直線距離で30 km以上離れている輸出入貨物（以下「補助対象貨物」という。）に係る陸送経費に対して交付する。

(1) 補助対象期間と同期間の過去2年間に、八戸港でのコンテナ航路における取引がなく、補助対象期間における取扱量が1 TEU 以上の場合

(2) 補助対象期間における八戸港での取扱量を、前年同期比で増加させた場合

2 前項の規定にかかわらず、輸出入貨物が小口混載貨物の場合は補助の対象としない。

3 補助対象期間は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象貨物に係る陸送経費の3分の1以内の額（1,000円未満の端数は切り捨て。）とし、コンテナ1TEU当たりの補助上限額は、別表に掲げる陸送距離の区分に応じた補助単価とする。

2 1 荷主当たりの補助限度額は180万円とする。

3 前項の規定に関わらず、補助金の交付申請額の合計が予算額を超える場合は、予算の範囲内で補助金額を決定し、交付するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする荷主（以下「申請者」という。）は、補助事業

を計画したときは、令和6年11月29日までに必要書類を添えて、次の各号に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画（実績）書（別記第2号様式）
- (3) 申請者が船荷証券に記載のない最終荷主等のときには、補助金申請者に係る確認書（別記第3号様式）
- (4) 貨物照会承諾書（別記第4号様式）
※第2号様式に添付。ただし船荷証券（B/L）を添付している場合は不要。
- (5) その他会長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 会長は、前条の申請書を受理したときは、申請内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に交付決定通知書（別記第5号様式）により通知する。

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（ただし、補助金の額の増加を伴わず、第3条第1項に規定するそれぞれの事業ごとの計画取扱量について30パーセント以内の増減を生ずる変更を除く。）をする場合は、速やかに事業変更（中止・廃止）申請書（別記第6号様式）を会長に提出してその承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業変更（中止・廃止）申請書（別記第6号様式）を会長に提出してその承認を受けること。
- 2 会長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を精査し、変更等をしたときは、変更（中止・廃止）承認通知書（別記第7号様式）により申請者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、第6条の規定による補助金の交付の決定の内容又は前条の規定により付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過する日までに、書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告及び補助金の請求）

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和7年1月20日の

いずれか早い期日までに、以下の必要書類を添えて会長に提出するものとする。

- (1) 事業完了（廃止）実績報告書兼補助金請求書（別記第 8 号様式）
- (2) 事業計画（実績）書（別記第 2 号様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類

（消費税等仕入控除税額）

第 10 条 申請者は、補助金の交付の申請及び実績の報告をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額するものとする。ただし、申請及び報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 申請者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税額の確定報告書（別記第 9 号様式）を会長に提出するものとする。
- 3 会長は、前項の報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

（補助金の審査）

第 11 条 会長は、第 6 条の交付決定及び第 12 条の補助金の額の確定における審査の過程において、提出された書類のみで補助要件等を満たしているか確認できない場合は、新規・シフト貨物集貨促進事業補助金に係る取扱貨物量の確認について（照会）（別記第 10 号様式）により海運貨物取扱業者等関係者に照会することができる。

（補助金の額の確定及び交付）

第 12 条 会長は、第 9 条の実績報告書兼補助金請求書を受理したときは、報告内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（別記第 11 号様式）により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 13 条 会長は、虚偽の申請若しくは不正行為があると認められた場合又は交付決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令等に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 会長は、第1項の取消しをした場合には、速やかにその内容を申請者に通知する。

(補助金等の返還)

第14条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を請求するものとする。

(加算金)

第15条 申請者は、第13条第1項の規定による取消しに関し、第14条の規定により補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を会長に納付しなければならない。

(延滞金)

第16条 申請者は、補助金の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を会長に納付しなければならない。

(帳簿の保存)

第17条 申請者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から実施する。

別表（第4条関係）

陸送距離	1TEU 当たりの補助単価の上限
30km 以上 100km 未満	10,000 円
100km 以上 200km 未満	20,000 円
200km 以上	25,000 円

令和 年 月 日

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金交付申請書

令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金交付要領第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

交付申請補助金額 金 円

添付書類

- （1）事業計画書（別記第2号様式）
- （2）補助金申請者に係る確認書（別記第3号様式）
- （3）その他会長が必要と認める書類

担当者 部署名 氏 名 連絡先（電話・Eメール）

別記第1号様式（第5条関係）

提出日を記載してください。

令和 年 月 日

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金交付申請書

令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金交付要領第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

第2号様式（新規またはシフト）の合計額を記載してください。

記

交付申請補助金額

金 円

添付書類

- （1）事業計画書（別記第2号様式）
- （2）補助金申請者に係る確認書（別記第3号様式）
- （3）その他会長が必要と認める書類

担当者
部署名
氏 名
連絡先（電話・Eメール）

事業計画(実績)書

(1) 昨年(2023年)の八戸港利用実績

区 分	2023年実績	
	輸 出	輸出入合計
2023年取扱量		a
	輸 入	
		(TEU)

(2) 今年(2024年)の八戸港利用見込(実績)

区 分	2024年1~6月 実績	2024年7~12月 見込(実績)	2024年取扱量合計	
	輸 出	輸 出	輸出計	輸出入合計
2024年取扱量			b	
	輸 入	輸 入		
				(TEU)

(3) 補助対象取扱量の算出

陸送費補助対象取扱量算出(TEU)
前年比増加量(b-a)

※左記(3)のTEU数(b-a)が補助金申請に係る取扱量の上限となりますので、(4)のコンテナ本数(小文字のc、e、g)の合計は、(3)のTEU数を超えないように注意してください。

(4) 上記(3)の内訳(実績及び見込)

A. 八戸港から(または八戸港まで)の直線距離が30km以上100km未満の場合

	輸出入	輸送日	出荷(納品)場所	コンテナ本数		TEU数	陸送費(税抜)	
				20FT	40FT		※実際にかかった費用を記載	
1								円
2								円
3								円
4								円
5								円
				c	TEU数合計		d	0円

B. 八戸港から（または八戸港まで）の直線距離が100km以上200km未満の場合

	輸出入	輸送日	出荷(納品)場所	コンテナ本数		TEU数	陸送費(税抜)	
				20FT	40FT		※実際にかかった費用を記載	
1								円
2								円
3								円
4								円
5								円
				e	TEU数合計		f	0円

C. 八戸港から（または八戸港まで）の直線距離が200km以上の場合

	輸出入	輸送日	出荷(納品)場所	コンテナ本数		TEU数	陸送費(税抜)	
				20FT	40FT		※実際にかかった費用を記載	
1								円
2								円
3								円
4								円
5								円
				g	TEU数合計		h	0円

(5)補助金額算定

A. 八戸港から（または八戸港まで）の直線距離が30km以上100km未満の場合

c	陸送費取扱量	TEU	× 10,000円	=	①	-	円	TEU数からの 陸送費加算額
d	陸送費(実際)	円	× 1/3	=	②	-	円	陸送費からの 上限額(千円未満切捨)
小計(①または②のいずれか小さい値)					③	-	円	

B. 八戸港から（または八戸港まで）の直線距離が100km以上200km未満の場合

e	陸送費取扱量	TEU	× 20,000円	=	④	-	円	TEU数からの 陸送費加算額
f	陸送費(実際)	円	× 1/3	=	⑤	-	円	陸送費からの 上限額(千円未満切捨)
小計(④または⑤のいずれか小さい値)					⑥	-	円	

C. 八戸港から（または八戸港まで）の直線距離が200km以上の場合

g	陸送費取扱量	TEU	× 25,000円	=	⑦	-	円	TEU数からの 陸送費加算額
h	陸送費(実際)	円	× 1/3	=	⑧	-	円	陸送費からの 上限額(千円未満切捨)
小計(⑦または⑧のいずれか小さい値)					⑨	-	円	

補助金額合計 (③、⑥、⑨の合計)		-	円 (上限180万円)
-----------------------------	--	---	-------------

(添付書類)

実績報告内訳明細書 (別紙様式)

B/L等の写し (本年実績分)

B/L等の写しを添付出来ない場合、貨物照会承諾書 (別記第4号様式)

陸送費について、請求書及び領収書等の写し、出荷(納品)場所を確認できる書類及び位置図

記入例

事業計画(実績)書

(1) 昨年(2023年)の八戸港利用実績

区分	2023年実績	
	輸出	輸出入合計
2023年取扱量	10	30 (TEU)
	輸入	
	20	a

セルが緑の箇所を入力すると自動計算され、(6)補助金額算定が表示されます

(2) 今年(2024年)の八戸港利用見込(実績)

区分	2024年1~6月実績	2024年7~12月見込(実績)	2024年取扱量合計	
	輸出	輸出	輸出計	輸出入合計
2024年取扱量	5	5	10	40 (TEU)
	輸入	輸入	輸入計	
	15	15	30	b

(3) 補助対象取扱量の算出

陸送費補助対象取扱量算出(TEU)
前年比増加量(b-a)
10

※左係るテナTEU

この場合、「10TEU」が陸送費取扱量の上限となりますので、(4)のA~Cの合計のコンテナ本数は「10TEU」を超えない範囲で記載してください。

(4) 上記(3)の内訳(実績及び見込)

A. 八戸港から(または八戸港まで)の直線距離が30km以上100km未満の場合

No.	輸出入	輸送日	出荷(納品)場所	コンテナ本数		TEU数	陸送費(税抜)
				20FT	40FT		※実際にかかった費用を記載
1	輸出	4月28日	弘前市○○○○○1-2(髷○○○○○)	1		1	32,000円
2	輸入	6月1日	弘前市○○○○○1-2(髷○○○○○)		2	4	128,000円
3							円
4							円
5							円
				c	TEU数合計	5	陸送費補助小計
						d	160,000円

B. 八戸港から（または八戸港まで）の直線距離が100km以上200km未満の場合

	輸出入	輸送日	出荷(納品)場所	コンテナ本数		TEU数	陸送費(税抜)	
				20FT	40FT		※実際にかかった費用を記載	
	輸出	6月30日	秋田市〇〇〇〇〇1-2(髷〇〇〇〇〇)	2		2	320,000	円
2								円
3								円
								円
								円
				e	TEU数合計	2	f	陸送費合計 320,000 円

輸送日が不明の場合は、

C. 八戸港から（または八戸港まで）の直線距離が200km以上の場合

	輸出入	輸送日	出荷(納品)場所	コンテナ本数		TEU数	陸送費(税抜)	
				20FT	40FT		※実際にかかった費用を記載	
1	輸出	予定	山形市〇〇〇〇〇1-2(髷〇〇〇〇〇)	1		1	768,000	円
2	輸入	予定	山形市〇〇〇〇〇1-3(髷〇〇〇〇〇)		1	2	1,152,000	円
3								円
4								円
5								円
				g	TEU数合計	3	h	陸送費合計 1,920,000 円

(5) 補助金額算定

A. 八戸港から（または八戸港まで）の直線距離

自動計算

c	陸送費取扱量	5	TEU	× 10,000円	=	①	50,000	円	TEU数からの 陸送費加算額
d	陸送費(実際)	160,000	円	× 1/3	=	②	53,000	円	陸送費からの 上限額(千円未満切捨)
小計(①または②のいずれか小さい値)						③	50,000	円	

B. 八戸港から（または八戸港まで）の直線距離が100km以上200km未満の場合

e	陸送費取扱量	2	TEU	× 20,000円	=	④	40,000	円	TEU数からの 陸送費加算額
f	陸送費(実際)	320,000	円	× 1/3	=	⑤	106,000	円	陸送費からの 上限額(千円未満切捨)
小計(④または⑤のいずれか小さい値)						⑥	40,000	円	

C. 八戸港から（または八戸港まで）の直線距離が200km以上の場合

g	陸送費取扱量	3	TEU	× 25,000円	=	⑦	75,000	円	TEU数からの 陸送費加算額
h	陸送費(実際)	1,920,000	円	× 1/3	=	⑧	640,000	円	陸送費からの 上限額(千円未満切捨)
小計(⑦または⑧のいずれか小さい値)						⑨	75,000	円	

補助金額合計
(③、⑥、⑨の合計)

165,000

円 (上限180万円)

(添付書類)

交付申請書に記載する金額

実績報告内訳明細書(別紙様式)

B/L等の写し(本年実績分)

B/L等の写しを添付出来ない場合、貨物照会承諾書(別記第4号様式)

陸送費について、請求書及び領収書等の写し、出荷(納品)場所を確認できる書類及び位置図

実績報告内訳明細書

申請者(事業者)名:

2024年度八戸港利用実績

	八戸港 入出港日	輸出入	B/L番号	コンテナ本数		TEU数	備考
				20FT	40FT		
例	2024/4/6	輸出	NSSLABCDE12F3456	1	2	5	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
合 計							

※「入出港日」は、八戸港での入出港日を記載すること。(内航船の場合はその入出港日)

※混載コンテナ(1コンテナに複数B/Lが発行)の場合は、備考欄に「混載」と記載すること。

※行が不足する場合は、適宜追加すること。

申請者が船荷証券に記載のない最終荷主等の場合

令和 年 月 日

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
輸出入者 名 称
代表者職・氏名

補助金申請者に係る確認書

下記の者は、令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金交付要領第5条に基づき、申請者となり補助を受けようとする者であることを認めます。

記

申請者となる事業者

住 所

名 称

代表者職・氏名

担当者
部署名
氏 名
連絡先（電話・Eメール）

別記第4号様式（第2号様式に添付。ただし船荷証券（B/L）を添付している場合は不要。）

令和 年 月 日

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

貨物照会承諾書

令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金について、補助要件等を確認するため、協議会が海運貨物取扱業者等関係者に照会することを承諾します。

担当者 部署名 氏 名 連絡先（電話・Eメール）

令和 年 月 日

（代表者氏名）様

八戸港国際物流拠点化推進協議会
会 長 印

令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、交付要領第6条の規定により通知します。

記

交付決定補助金額 金 円

令和 年 月 日

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金事業変更（中止・廃止）
申請書

令和 年 月 日付で交付決定の通知を受けた令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、交付要領第7条の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

※中止・廃止の場合は中止の期間又は廃止の時期を併せて記載すること。

添付書類

- （1）変更後の事業計画書（第2号様式）
- （2）その他会長が必要と認める書類

担当者 部署名 氏 名 連絡先（電話・Eメール）

令和 年 月 日

（申請者氏名）

八戸港国際物流拠点化推進協議会
会 長 印

**令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金に係る補助事業の変更
（中止・廃止）承認通知書**

令和 年 月 日付けで変更（中止・廃止）申請のあった八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金について、交付要領第7条第2項の規定により下記のとおり承認し通知します。

記

1 変更（中止・廃止）の内容

2 変更（中止・廃止）後の補助金交付決定額 円

令和 年 月 日

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金事業完了（廃止）実績報告書兼
補助金請求書

令和 年 月 日付けで交付決定の通知を受けた令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金について、事業が完了（廃止）したので、交付要領第9条の規定により報告するとともに、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助金請求額 金 _____ 円

2 振込先口座

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

※申請者と口座名義人が異なる場合には申請者の委任状を添付すること。

添付書類

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 補助金申請者に係る確認書（別記第3号様式）（申請者がB/Lに記載のない最終荷主の場合に提出）
- (3) その他会長が必要と認める書類

担当者
部署名
氏 名
連絡先（電話・Eメール）

令和 年 月 日

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏

提出日を記載してください。

令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金事業完了（廃止）実績報告書兼補助金請求書

令和6年11月17日付けで交付決定の通知を受けた令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金について、事業が完了（廃止）したので、交付要領第9条の規定により報告するとともに、下記のとおり補助金を請求します。

第5号様式の交付決定日を記載してください。

記

1 補助金請求額 金 400,000 円

2 振込先口座

金融機関名	〇〇銀行	本支店名	〇〇支店
預金種別	普通・当座	口座番号	1234567
口座名義	(フリガナ) 〇〇 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		

※申請者と口座名義人が異なる場合には申請者の委任状を添付すること。

添付書類

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 補助金申請者に係る確認書（別記第3号様式）（申請者がB/Lに記載のない最終荷主の場合に提出）
- (3) その他会長が必要と認める書類

担当者
部署名
氏名
連絡先（電話・Eメール）

令和 年 月 日

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金に係る消費税額の確定
報告書

令和6年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金について、消費税の額を確定
したので、交付要領第10条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（会長が確定通知書により通知した額）

金 円

- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税
額に係る仕入控除税額

金 円

- 4 補助金返還相当額

金 円

担当者 部署名 氏 名 連絡先（電話・Eメール）

令和 年 月 日

（海運貨物取扱業者等関係者）様

八戸港国際物流拠点化推進協議会
会 長 印

**令和 6 年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金に係る取扱貨物量の
確認について（照会）**

令和 6 年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金について、申請者からの申請及び実績報告の内容を確認するため、交付要領第 11 条の規定により照会します。

令和 年 月 日

（代表者職氏名） 様

八戸港国際物流拠点化推進協議会
会 長 印

令和 6 年度八戸港コンテナ貨物陸送費支援補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金については、下記のとおり確定したので、交付要領第 12 条の規定により通知します。

記

1 交付決定補助金額 金 円

2 確定補助金額 金 円

3 振込予定日 年 月 日（ ）